

(仮称) 葛飾区児童相談所の設置について

1 趣 旨

平成 28 年に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、区が児童相談所を設置することができるようになりました。

全国の児童虐待件数は年々増え続け、また複雑で深刻な事案も増えており、多くの子ども達が苦しんでいる状況があります。こうした子ども達への支援は、その生活が営まれている身近な地域で対応していくことが必要であり、特に児童虐待防止対策は、子どもの命に係わる極めて重要な問題と認識しています。

そこで、本区においても、これまで以上に機動力を持って、よりきめ細やかに対応していくため、平成 35 年度を目標に児童相談所を設置することとし、開設に向けて準備を進めることとしました。

2 建設候補地

- (1) 所在地 葛飾区立石二丁目 179 番 1、2 号
- (2) 面積 2,168.12 m² (登記簿上の面積)
- (3) 箇所図 裏面参照

3 今後の予定

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	計画・設計		工	事	
地域等への説明					

4 問い合わせ先

子ども家庭支援課子ども家庭支援担当係
TEL 3602-1247

箇所図

